

## 阿賀野市告示第54号

阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱（令和4年阿賀野市告示第188号）の一部を次のように改正する。

第5条中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第1号様式を次のように改める。

## 第1号様式(第6条関係)

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所  
法人名  
代表者名

( 園 )

## 年度阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付申請書

阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金要綱第6条の規定により、 年度阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金を下記のとおり申請します。

1 交付申請額	金 円
2 添付書類	(1) 事業計画書 (別添1) (2) 収支予算書 (別添2) (3) その他市長が必要と認める書類

## 年度保育所等給食費物価高騰対策事業計画書

法人名：

(保育施設名： )

対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (実支出予定額) (A-B)	補助基準額	選定額 (CとDを比較して 少ない方の額)	要補助額
A	B	C	D	E	F
円	円	円	円	円	円

## (1) 補助算定対象児童数 (見込)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月初の 入所児童数	人	人	人	人	人	人	人						人

## (2) 補助基準額 (見込)

事業実施月数	算定対象延べ児童数※	補助単価	補助基準額
	人	220円	円

年度歳入歳出予算書  
(自： 年 月 日～至： 年 月 日)

補助事業者  
氏 名

( 園 )

	区 分	予算額 (円)	備 考
収 入	補 助 金	円	保育所等給食費物価高騰対策補助金
	給 食 費	円	保護者負担金等 (※)
		円	
		円	
	合 計	円	/
支 出	食材購入費	円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	/

記載上の注意

- 1 支出項目の備考欄には、できるだけ細かい明細を記載すること。
- 2 備考欄に、明細が記載しきれない場合は、任意により明細を添付すること。
- 3 未満児の給食費保護者負担については、1食あたり275円として、算出してください。  
※未満児(0～2歳児)の給食費については、保育料等に含まれておりますが、みなし収入として計上してください。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第8条関係)

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所  
法人名  
代表者名

年度阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度の阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策事業の実績について、阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	金 円
2 添付書類	(1) 事業実績報告書(別添1) (2) 収支決算書(別添2) (3) その他市長が必要と認める書類

## 年度保育所等給食費物価高騰対策事業実績報告書

法人名：

(保育施設名： )

総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (実支出額) (A-B) C	基準額 D	選定額 (CとDを比較し て少ない方の額) E	交付決定額 F	差引額 (E-F) G
円	円	円	円	円	円	円

## (1) 補助算定対象児童数 (実績)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月初の 入所児童数	人	人	人	人	人	人	人						人

## (2) 補助基準額 (実績)

事業実施月数	算定対象延べ児童数	補助単価	補助基準額
	人	220円	円

年度歳入歳出決算書

(自： 年 月 日～至： 年 月 日)

補助事業者

氏 名

( 園)

区 分	決算額 (円)	備 考
収 入	補 助 金	円 保育所等給食費物価高騰対策補助金
	給 食 費	円 保護者負担金等 (※)
		円
	合 計	円
支 出	人 件 費	円
		円
		円
		円
		円
		円
	合 計	円

記載上の注意

- 1 支出項目の備考欄には、できるだけ細かい明細を記載すること。
- 2 備考欄に、明細が記載しきれない場合は、任意により明細を添付すること。
- 3 未満児の給食費保護者負担については、1食あたり275円として、算出してください。

※未満児(0～2歳児)の給食費については、保育料等に含まれておりますが、みなし収入として計上してください。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。